

平成23年6月30日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記第2の3記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人は、その子であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、亡Aに支給すべき国民年金法(以下「国年法」という。)第19条による未支給年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第37条による未支給の保険給付(以下、国年法第19条による未支給年金と併せて単に「未支給年金等」という。)の支給を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、亡Aに係る未支給年金等(以下「本件未支給年金等」という。)を請求人に支給する旨の決定(以下「先行処分」という。)をした。

3 利害関係人・Bは、亡Aの妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、本件未支給年金等の支給を請求したところ、厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件未支給年金等については、請求人よりも給付を受けるべき順位が高い者が判明したためとして、先行処分を取り消す旨の決定(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を

経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

5 当審査会は、平成〇年〇月〇日、Bを利害関係人に指定した。

第3 問題点

1 老齢給付の受給権者が死亡した場合、その者(以下「死亡者」という。)に支給すべき未支給年金等があるときは、死亡者の配偶者その他の遺族であって、死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者(以下「受給適格者」という。)は、自己の名で、その未支給年金等の支給を請求することができ、また、未支給年金等を受けるべき者の順位は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序によるものとされている(国年法第19条第1項及び第4項並びに厚年法第37条第1項及び第4項)。

そして、国年法第5条第8項及び厚年法第3条第2項の規定によれば、ここにいる配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされている。

2 本件において、亡Aがその死亡の当時、老齢給付の受給権者であったこと、請求人が亡Aの子であること、及び亡Aと利害関係人が戸籍上の夫婦ではなかったことについては、本件資料から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、請求人よりも先順位であるとされた利害関係人を、本件未支給年金等の受給適格者と認めることができるかどうかであり、それが認められない場合、請求人を本件未支給年金等の受給適格者と認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件資料によれば、次の事実が認められる。

(1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日にC(以下「C」という。)と婚姻し、両名の長男として、昭和〇年〇月〇日に請求人が出生した。Cは、平成〇年〇月〇日に死亡し、以後亡Aには戸籍上の配

偶者は存しない。亡Aは、平成〇年〇月〇日を受給権発生日とする老齢給付の受給権者であったが、平成〇年〇月〇日に死亡した。

- (2) 住民票によれば、亡Aは、平成元年〇月〇日に、〇〇〇市〇〇町〇〇〇番地の〇から〇〇〇市〇区〇〇〇〇丁目〇番〇号（以下「b宅」という。）に転居し、その後同人死亡時まで住所の変更はない。住民票によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日に、〇〇〇市〇区〇〇〇〇丁目〇番〇－〇〇〇号から〇〇〇宅に転居し、その後亡A死亡時まで住所の変更はない。住民票によれば、利害関係人は、平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇－〇〇〇号（以下「c宅」という。）から〇〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇番〇〇－〇〇〇号（以下「d宅」という。）に転居し、その後亡A死亡時まで住所の変更はない。
- (3) 利害関係人には戸籍上の配偶者は存しない。
- (4) 〇〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇〇番地〇に所在の「リーデンススクエア〇〇〇」と称する建物の〇〇〇号室（床面積93.01㎡。以下「本件不動産」という。）は、平成〇〇年〇月〇日に株式会社〇〇〇〇〇から亡A及び利害関係人に売却された。本件不動産の持分割合は、亡Aが10分の4、利害関係人が10分の6である。
- (5) a社情報開示センター作成名義の「ガス料金等支払証明書」と題する書面（平成〇年〇月〇日付）によれば、亡Aは、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、毎月、〇〇〇宅を使用場所住所としてガス代を支払っていた。
- (6) 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間における、朝食前又は夕食前などの血糖値が多数記載されている亡A作成のもとと推認される「自己管理ノート」と題する書面（以下「本件管理ノート」という。）、及び、

医療受給者証やいくつもの金融機関の預金通帳、趣味で描いていた多くの絵画等は、いずれもb宅に置かれていた。

- (7) b宅を住所とする請求人及び亡A連名あての複数の年賀状、及びc宅を住所とする利害関係人及び亡A連名あての複数の年賀状が存する。
- 2 利害関係人は、次のとおり述べている。
 - (1) 亡Aとは、平成〇年ころから平成〇年〇月までc宅で同居していた。その後、平成〇〇年〇月には、d宅で同居するため、共同名義で本件不動産を購入した。共同名義での本件不動産購入は、利害関係人と亡Aがそれまで同居しており、今後も同居を継続するつもりであったことの何よりの証拠である。
 - (2) 亡Aと共同名義で本件不動産を購入していることから、本件不動産購入のために共同で資金を拠出していたことも明白であり、利害関係人と亡Aが消費生活上の家計を一つにしていたことは明らかである。
 - 3 請求人は、次のとおり述べている。
 - (1) 請求人と亡Aは、平成〇年〇月に現住所（注：b宅を指す。）に新築の家を建て、亡A、Cと請求人の家族で同居し、毎朝、亡Aと二人で〇〇〇〇株式会社（亡Aが創業した会社で、亡Aが会長、請求人が社長を務めている。）に通勤し、生活費を出し合い、財布を一つにして食事代やその他の出費に充て、ガス代・電気代は亡Aが支払い、水道代は請求人が支払って生活してきた。
 - (2) 亡Aは、糖尿病のため、毎日夕食前に血糖測定を行っていた。その結果を本件管理ノートに、病気で入院する〇月末まで記録していた。このノートにより、亡Aが毎日b宅に居て、夕食を取っていたことが分かり、また、血糖測定器や糖尿病の薬がb宅にあることで、請求人及びその家族（以下「請求人ら」という。）と起居を共にしていた事実が分かると思う。また、亡A

が毎朝早起きし、近所の公園である「〇〇〇の森」を散歩し、ラジオ体操をしていたことは近所の方々の皆さんが知っている事実である。亡Aは、テレビの「水戸黄門」、「NHK大河ドラマ」だけでは足りず、スカパーの時代劇だけを契約して見ていた。また、亡Aは、日曜日にはジャスコ〇〇店の油絵教室に通い、ほぼ毎日夕食後、その絵を手直しして仕上げている。今でも、亡Aの絵が多数残っている。

(3) 利害関係人のことは、亡Aが病気で倒れ、手術室に入る時に初めて知った。亡Aは前記(2)にもあるとおり、毎日規則正しい生活をしていたので、亡Aに特定の女性がいることは全く知らなかった。亡Aは、請求人らには分からないように気を使い慎重に隠して行動していたのだと思う。平成〇〇年〇月に亡Aと利害関係人が共同名義で本件不動産を購入していたことも、亡Aが亡くなってから初めて知った。

(4) 亡Aと利害関係人がc宅で同居していたようなことはない。亡Aは、100%b宅に居た。そして、請求人の妻が亡Aの普段の生活の世話をしていた。例えば、糖尿病であった亡Aは、1日1600カロリーの食事摂取コントロールが必要であり、請求人の妻がそれを守るため、朝昼晩管理し、昼は弁当を作っていた。

4 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 利害関係人と亡Aが事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認めることができるかどうかを検討する。戸籍上の夫婦でない者が、国年法第5条第8項及び厚年法第3条第2項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であると認められるためには、① 両当事者間に婚姻共同体を形成し、維持しようとする合意があること、② 社会通念上婚姻共同体としての生活と認められる事実があること、の二要件が具備されていなければならないと解する

のが相当であるところ、本件の場合、亡Aの死亡当時における同人と利害関係人との関係は、次のような事情を総合勘案するならば、①、②いずれの要件についてもそれを満たしていると認めることはできない。したがって、亡Aと利害関係人が事実上婚姻関係と同様の事情にあったとは認められないから、利害関係人を本件未支給年金等の受給適格者と認定することもできない。

ア 利害関係人は、平成〇年ころから平成〇年〇月まで亡Aとc宅で同居し、その後、平成〇年〇月に亡Aと共同名義で本件不動産を購入したことをもって、請求人と亡Aが同居を継続し、消費生活上の家計を一つにしていたものであると主張しているが、利害関係人と亡Aがc宅で同居していた事実をうかがわせる客観的資料は前記年賀状以外にはないこと、不動産の共同購入が消費生活上の家計を一つにしていたこととは必ずしも直接に結び付かないことから、この請求人の主張をそのまま採用することはできない。

イ そして、前記認定に係る事実、とりわけ日常の生活に用していたと思われる様々な物がb宅に存したことからすれば、亡Aはb宅で請求人らと共に毎日起居し、生計を一つにしていたとみるのが相当である。また、亡Aが利害関係人と交際し、本件不動産を共同購入したことは事実であるとしても、その事実は請求人らには意図的に隠されていたとみるのが相当であるから、亡Aと利害関係人の間に、婚姻共同体を形成し、維持しようとする明確な合意があったとはうかがえず、社会通念上婚姻共同体としての公然たる生活の事実も認められないといわざるを得ない。

(2) 請求人を本件未支給年金等の受給適格者と認めることができるかどうかであるが、同人と亡Aは、平成〇年〇

月○日から同居し、亡Aが死亡するまで少なくとも○○年以上にわたって同居を継続したものと認められ、その間、両名が生計を別にしていたとする事情も特にうかがえないから、請求人と亡Aは生計を同じくしていたものと認め、請求人を本件未支給年金等の受給適格者と認定するのが相当である。

- (3) 以上によれば、厚生労働大臣が、請求人に対し、先行処分を取り消し、本件未支給年金等を支給しないとした原処分は不当であり、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。